

慶應義塾大学経済学部附属経済研究所における登録プロジェクトの取扱内規

(平成 26 年 2 月 20 日制定)

(目的)

第 1 条 この内規は、慶應義塾大学経済学部附属経済研究所（以下、「研究所」という）における研究プロジェクトの登録の取扱に関して必要な事項を定める。

(定義)

第 2 条 この内規における用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 「研究プロジェクト」とは、慶應義塾大学経済学部附属経済研究所規程第 2 条に合致した、経済学研究を目的とした研究活動を指す。
- (2) 「外部研究資金」とは、慶應義塾の外部から得られた有期の研究資金を指す（マッチングファンドを含む。ただし研究者個人による拠出は除く）。
- (3) 「慶應義塾の研究者」とは、慶應義塾大学の教員・研究員（常勤・非常勤・有期・無期を問わない）、大学院生を指す。

(申請要件)

第 3 条 研究者が研究所へのプロジェクト登録を申請する場合には、以下の点を満たすものとする。

- (1) 研究プロジェクトが、有期の外部研究資金により設立されたものであること。
- (2) 研究プロジェクトの研究代表者が慶應義塾の研究者であること。
- (3) 経済研究所が研究プロジェクトの研究成果を幅広く発信することに合意すること。

(手続き)

第 4 条 プロジェクトの登録を希望する研究プロジェクト代表者は、次の各要素を含んだ申請書を作成の上、研究所事務局にメール添付文書で申請すること。

- (1) 外部研究資金の名称・金額・期間・研究目的（外部資金の申請書の写し可）
 - (2) 外部研究資金の研究代表者・共同研究者氏名（外部資金の申請書の写し可）
 - (3) ただし上記の要素の記載については、外部資金の申請書・助成決定書等の写しに代えができる。
2. プロジェクトの登録申請書は、所長・副所長及び担当運営委員からなる審査委員会が審査の上、合議による判断の上、運営委員会にメールで報告するものとする。ただし、審査委員会は、判断に際して運営委員に事前に相談することができる。
3. 審査の結果は、所長名により事務局から研究代表者に対して通知するものとする。

(支援内容)

第 5 条 登録された研究プロジェクト代表者からの要請により、研究所は以下の支援を行

うことができる。

- (1) 経済研究所ウェブサイトにおける、研究プロジェクト専用ページの作成（ただし一定の費用負担有り）。
- (2) プロジェクトに関するディスカッションペーパー一覧ページの作成。
- (3) 「慶應義塾大学経済学部附属経済研究所による主催・共催・協賛・後援等の取扱内規」で定める、講演会、シンポジウム、セミナー、行事等に際する支援（人的支援を含む）。
- (4) プロジェクトの研究成果の、経済研究所ウェブサイト等における積極的な広報活動。
- (5) その他、研究プロジェクト代表者の申請に応じ、経済研究所が必要と認める支援。

(内規の変更)

第6条 本規程は、運営委員会の議決を経て、所長がこれを定める。

附則

この規程は、平成26(2014)年2月20日から施行する。